

公聴会開催要領（案）

1 漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づいて、鳥取海区漁場計画（案）に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日時	場所
令和5年4月25日（火） 午後2時から	鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室

3 公述者の範囲

本県海面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人であり、次に掲げる者とする。

- (1) 漁業を営む者
- (2) 漁業を営もうとする者
- (3) 漁業協同組合
- (4) 船舶の運航者等
- (5) 法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者
- (6) 水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）
- (7) 水産動植物を採捕する者
- (8) その他利害関係のある者

4 公述にあたっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面（意見用紙の参考は別紙のとおり）を令和5年4月13日（木）までに鳥取海区漁業調整委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合（支所）15分以内とし、人員は制限しない。）とする。
- (3) 発言を希望する者が多い場合は、公述者の数を制限することがある。また、公述できない者に対しては、別途その旨を通知する。

この要領は、第391回委員会（令和5年3月22日）において決定し、当該公聴会に適用する。

「鳥取海区漁場計画（案）」に関する公聴会での意見用紙

《提出先》 鳥取海区漁業調整委員会事務局
郵送 〒680-8570（所在地記載不要）
ファクシミリ：0857-26-8131
電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

応募期限：4月13日（木）必着
（郵送の場合4月13日の消印有効）

住所（所在地）			
氏名（名称）※1		電話番号	
職業※2			
利害関係※3	当該水面において、 <input type="checkbox"/> 漁業を営んでいる <input type="checkbox"/> 漁業を営もうしている <input type="checkbox"/> その他（ ）		
具体的な利害関係の内容（どういった利害関係を有するか） （例：〇〇漁業協同組合に所属し、〇〇号の区域において〇〇漁業を営んでいる。）			

※1 法人にあっては、名称及び代表者氏名、担当者氏名を記入してください。

※2 漁業に従事する方は従事する漁業の種類、勤務先のある方は勤務先の名称及び所在地を記載してください。

※3 漁業法施行規則第23条第1項の規定により、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を申し出る必要があります。利害関係人であることの説明がない場合や当該事案への利害関係人でないと判断される場合には、意見として取り扱わないことがあります。

意見の概要

*意見は別紙にも記載できますが、意見記載欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙には提出者氏名を記載してください。

※発言を希望する者が多い場合は、公述者の数を制限することがあります。
公述できない場合は、別途その旨を通知します。

(公示案)

鳥取海区漁場計画(案)について知事に意見を述べるため、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画(案)は、令和5年3月 日()から4月13日(木)までの間、鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課のホームページに掲載するとともに、鳥取海区漁業調整委員会事務局(鳥取市東町一丁目220鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内)、鳥取県栽培漁業センター(東伯郡湯梨浜町大字石脇1166)、鳥取県境港水産事務所(境港市昭和町9-20)及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

令和5年3月 日

鳥取県海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和5年4月25日(火)午後2時から

(2) 場所 鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室

2 案件

鳥取海区漁場計画(案)について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、連絡先、職業(漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。)、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面を令和5年4月13日(木)までに鳥取海区漁業調整委員会事務局(郵送:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内、ファクシミリ:0857-26-8131、電子メール:gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp)に提出すること。なお、郵送の場合、令和5年4月13日の消印有効とする。

「鳥取海区漁場計画（素案）」及び「鳥取県内水面漁場計画（素案）」に対し 意見応募できる利害関係人について

漁業法（以下「法」という。）第64条第1項の規定における「利害関係人」について、法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする際は、法施行規則第22条第2項の規定より、当該事案について利害関係のあることを疎明する必要があります。

利害関係人として想定される者は次の表の左欄のとおりですが、利害関係の有無の判断は、意見者からの利害関係の疎明（説明）や意見の内容により、それぞれに対応する右欄に掲げる事項を確認し、個別具体的に当該主張についての合理性・妥当性の検討により行います。

例えば、近接する漁場に漁業権が免許されている場合であっても、地理的關係及び対象魚種の回遊の關係等から新規漁業権の設定が何らかの影響を与えるものではない場合には、当該主張に合理性・妥当性があるとは考えられない等です。

利害関係人の想定	利害関係の有無の判断のために確認する内容
漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営んでいるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営むことを計画しているか。また、その準備状況はどうか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであるか。 ・漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に示しているか。
船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実があるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地収用等ができる根拠法は何か。また、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっているものであるか。
水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。 ・過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるか。 ・漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に示しているか。
水産動植物を採捕する者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような採捕を行っているか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。

今後のスケジュール

時期	内容
3月22日(水)	海区漁業調整委員会(漁場計画案の諮問)
3月下旬	公聴会の公示
4月13日(木)	意見の申出期限
4月25日(火)	公聴会の開催(倉吉市:中部総合事務所) 海区漁業調整委員会(漁場計画案の答申)
5月下旬	漁場計画の公示
6月1日～ 7月5日(水)(予定)	免許申請期間
8月上旬	海区漁業調整委員会 (適格性等の審査、諮問・答申)
9月1日	免許